

平成23年 4月28日現在

研究種目：若手研究(A)

研究期間：2007～2009

課題番号：19683001

研究課題名（和文） 日独の民事司法における裁判補助——経験的データによる比較研究

研究課題名（英文） Paralegal Staff in German and Japanese Civil Courts: Comparative Study Based on Empirical Data

研究代表者

前田 智彦 (MAEDA TOMOHIKO)

名城大学・法学部・准教授

研究者番号：10292806

研究成果の概要（和文）：1980年代以降、裁判所書記官の権限・役割の拡大が進められ、ドイツの司法補助官（*Rechtspfleger*）に類似の司法機関に成長したと言われてきた。本研究では、実態を踏まえた比較のため、ドイツ（ベルリン）の司法補助官や、その養成・人事に関わる法律家へのインタビューと、司法補助官に対する質問票調査を行った。調査結果からは、司法補助官については、職務遂行面でも、職業意識の面でも、裁判官とは別個独立の司法機関である点が重視されていることが明らかになった。これは、裁判官とチームを組んで事件処理にあたる日本の書記官とは対照的である。

研究成果の概要（英文）：Japanese academics often deemed expansion of power and roles of *saibansho-shokikan* to be comparable to those experienced by German *Rechtspfleger*. In this research project, we carried out interviews and surveys about *Rechtspflegers* in Berlin. The answers from *Rechtspflegers* showed that professional independence and self-reliance is the very fundamental characteristics of them. It contrasts to the importance that Japanese *shokikan* give to cooperation and coordination with judges.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	2,500,000	750,000	3,250,000
2008年度	2,200,000	660,000	2,860,000
2009年度	2,000,000	600,000	2,600,000
年度			
年度			
総計	6,700,000	2,010,000	8,710,000

研究分野：民事訴訟法・法社会学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事司法、基礎法学、行政学、法社会学、裁判学

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の民事司法においては、増大する事件負担への対応過程で、実務上の取組みとして裁判所書記官の活用が進められ、その成果を受けて、民事執行法制定にはじまる民事手

続諸法の制定・改正の機会をとらえて書記官権限が徐々に拡大された。研究責任者前田は、書記官をはじめとする各種職員による裁判補助の実態を、裁判所における面接調査により、明らかにした（前田智彦「民事司法にお

ける裁判補助の法社会学的考察（１）——裁判所書記官による裁判補助を中心に『法学協会雑誌』123巻2号（2006）29-104ページ）。

（２）今後の検討にあたっては、比較法社会学的な方法による分析もまた必要である。従来、日本における裁判所書記官の役割の拡大を論じる際に、民事手続法の研究者は、ドイツにおける司法補助官（Rechtspfleger）を参照点としてきた。古くは竹下守夫が裁判所書記官の「司法補助官的性格」を論じ（竹下守夫「司法補助官」潮見俊隆編『現代の法律家』[岩波書店、1966]所収）、近年の民事手続法の改正の際の書記官権限拡大についても司法補助官との比較で論じられることがある（一例として、中野貞一郎「司法補助官制度への出発——民事執行法の成立と裁判所書記官」『判例タイムズ』400号[2000]123ページ）。このような裁判所書記官の司法補助官化を説く民事手続法研究者の議論の妥当性を検証する上でも、ドイツの裁判所実務における裁判補助の実態を明らかにする必要がある。しかし、ドイツ国内での司法補助官等の各種裁判所職員についての学術研究は歴史研究に偏しており（一例として、Dietmar Dumke, Vom Gerichtsschreiber zum Rechtspfleger [Carl Heymanns Verlag KG, 1993]）、ドイツにおける裁判補助の現状に関しては日本の裁判所関係者による実務視察の報告等が散見されるだけである。そこで、面接調査、参与観察等の方法による比較法社会学的観点からの経験的データの収集が必要となる。

## 2. 研究の目的

本研究では、ドイツにおける裁判所関係者に対する面接調査および質問票調査により、ドイツの裁判所実務における裁判補助の実態について経験的データを収集する。日本の裁判所実務についても、主にドイツの司法補助官の職掌と重複する倒産処理手続について、文献調査、面接調査により、データを収集する。経験的データに基づき、日独両国の裁判補助の異同を明らかにすると共に、そのような異同をもたらす要因について分析を試みる。

## 3. 研究の方法

（１）本研究では、ドイツの民事司法における司法補助官の実態について、ベルリンにおいて面接調査、質問票調査を実施した。

① 面接調査：2007年度内に司法補助官の養成を担う専門大学（Fachhochschule）であるFHVR Berlin（当時）の教官、ベルリン最高裁判所（Kammergericht Berlin）で司法補助官に関する司法行政を担当する裁判官、司法補助官の職業団体であるドイツ司法補助官

同盟（BDR: Bund Deutscher Rechtspfleger）ベルリン支部の代表者を対象に、予備的な面接調査を行った。先立って質問事項を書面で知らせた上で、面接調査自体はオープンエンドの質疑応答によった。

② 質問票調査：司法補助官の職業意識やキャリアパターンに重点をおいた自記式の質問票調査を、2008～2009年度にかけて実施した。質問票調査は2種類実施した。第1は、現役の司法補助官を対象とするもので、BDRベルリン支部に委託して同支部会員を対象に実施した。第2は、専門大学で研修中の司法補助官候補者を対象とするもので、FHVRベルリンに委託して同校の学生を対象に実施した。

（２）本来の研究計画では、ドイツにおける調査結果を踏まえ、日本においても裁判所における面接調査、質問票調査を実施する予定であったが、連絡調整の遅れと時間的な制約から、文献調査ならびに弁護士を対象とした予備的な面接調査を実施するにとどまった。

## 4. 研究成果

（１）面接調査・質問票調査により、司法補助官の職務遂行・職業意識において、職権行使の独立性が最重要の位置を占めることが明らかになった。

① 面接調査の対象者は、いずれも独立性を司法補助官の根本となる性質として挙げた。

現行の司法補助官法は、裁判官と同様の文言で司法補助官の職権行使の独立性を保障している。専門大学修了が資格要件となる上級公務員（Beamte des gehobenen Dienstes）の中では、司法補助官のみが独立性を有し、司法補助官志望の大きな動機となるという。

かつては裁判官から司法補助官に対する指図の制度があったが廃止された。司法補助官が法的問題について裁判官の判断を仰ぐための裁判官への提示の制度も実際に用いた事例は知られていないとのことである。

② 質問票調査では、職権行使の独立性に関連して2つの質問を設け、職業選択理由として職権行使の独立性をどの程度重視したか、および「独立である」というイメージがどの程度司法補助官に当てはまるかを尋ねた。

回答からは、司法補助官は職権行使の独立性を職業選択にあたって重視し、かつ自らの独立性を強く意識していることが明らかである（表1・2）。

（２）質問票調査により、司法補助官が職権行使の独立性を有するだけでなく、裁判官とは別個の独立した司法機関として、独立独歩の形で職務を遂行していることが明らかになった。権限委譲の方式上、司法補助官と裁判

官との間で担当事件分野の重複はごく限られているが、一部の権限が裁判官に留保されている事件分野でも両者の間の事実上の相談等は見られないようである。

「問題を独力で解決できない場合に、誰に相談しますか」との質問に対しては大部分(91.2%)が「同じ専門分野を担当している／いた同僚(司法補助官)」と回答しており、「裁判官」との回答は、倒産手続(開始決定のみ裁判官が担当する)の担当者に1名見られるだけであった。

また、彼らは裁判官と同じように、原則として個人のオフィスを持ち、各自別々に手持ちの事件の処理に当たる。66.4%(116名中77名)がオフィスを専有しており、2名での共有を合わせて87.1%(同101名)に達する。ドイツでの専門職の執務体制としては当然のものであるが、大部屋形式の日本の書記官室とは対照的である。

(3)質問票調査により、司法補助官がほとんど同じ裁判所・部署で勤務し続け、専門分野間の転属も比較的少ないことが数量的データで示された。

「現在のところが司法補助官として最初の裁判所・部署(Stelle)ですか」との質問に対して、約半数(118名中58名)が「はい」と答え、45歳以上のベテランでも3分の1が同じ裁判所・部署に勤め続けている。転勤経験者のうち、6割(58名中35名)は自らの希望によるものであり、意に反する転勤がないとはいえないものの、おおむね本人の同一裁判所・部署での勤務の希望が尊重されているようである。

専門分野間の転属について見ると、同年代の司法補助官の間でも経験した専門分野の数にはバラツキが大きい、数年に一度程度の頻度でなされていると見受けられる(表3～5)。

日本の書記官では、2～3年ごとに配置換えされ、裁判所間、事件分野間の異動がごく普通である。日独の裁判所内での準法律家のキャリア形成のあり方は大きく異なる。

ドイツの裁判官が、多く特定の裁判所で勤務し続け、専門化に努めることがすでに紹介されている(一例として、木佐茂夫『人間の尊厳と司法権—西ドイツ司法改革に学ぶ』日本評論社、1990年)。独立性の重視といった特徴とともに、書記官と司法補助官の間に見られる違いは、日独の裁判官の違いと多くの共通点を持っている。

○表1：職業選択の際に各要素をどの程度重視したか(N=118)

職業選択の理由	1 全く当てはまらない	2	3 どちらともいえない	4	5 よく当てはまる	有効回答
安定した職場	6	5	18	37	49	115
法律問題への関心	2	0	17	50	47	116
職務の独立性	1	5	9	33	68	116
比較的短期の職業教育期間	19	8	43	28	17	115
昇進の見込みが良好	9	17	60	20	3	109
比較的高い給与	5	13	44	40	12	114
家族に官吏(Beamte)がいた	76	7	16	10	4	113
公務員になりたかった	51	6	37	11	10	115
個人的な財政状況	19	7	35	36	19	116
家族・友人からの助言	47	8	32	21	7	115

○表2：司法補助官について、各表現がどの程度合っているか (N=118)

	1 全く外れている	2	3	4	5 完全に合っている	有効回答数
職業イメージ						
専門能力がある	1	1	4	43	62	111
住民に知られている	44	54	16	1	0	115
独立している	2	2	15	48	49	116
わたしの仕事は重要である	0	0	18	59	38	115
正確である	1	1	19	58	33	112
能率的である	2	5	43	39	19	108
市民の助けになっている	2	3	28	56	22	111
コストを意識している	10	16	51	21	10	108
司法の中で中核的な役割を果たしている	0	1	11	40	64	116
司法に不可欠である	1	1	6	26	81	115

○表3：現在の専門分野（多重回答）

専門分野	応答数	出現率*
遺産 (Nachlass)	15	12.8%
後見 (Vormundschaft)	12	10.3%
強制執行 (Zwangsvollstreckung)	13	11.1%
強制競売 (Zwangsversteigerung)	11	9.4%
倒産手続 (Insolvenzverfahren)	12	10.3%
商業登記 (Handelsregister)	5	4.3%
土地登記 (Grundbuch)	25	21.4%
刑の執行 (Strafvollstreckung)	11	9.4%
民事手続 (Zivilprozess)	12	10.3%
行政 (Verwaltung)	24	20.5%
その他 (Sonstiges)	23	19.7%
合計	163	139.3%

(\* 回答者数 N=118 名に対する百分率。)

○表4：クロス表・現在の専門分野での経験年数（年齢別） (N=118)

年齢	現在の専門分野での経験年数					合計
	1年未満	1-2年	3-5年	6-10年	10年超	
20-24	0	1	0	0	0	1
25-29	2	4	5	2	0	13
30-34	1	4	6	9	4	24
35-39	5	1	4	9	7	26
40-44	1	3	0	3	11	18
45-49	0	1	4	5	18	28
50以上	0	1	4	5	18	28
合計	9	14	19	28	40	110

○表 5：年齢別の現在までに経験した専門分野数（平均・標準偏差）（N=118）

	人数	平均値	標準偏差
20-24	1	1.000	NA
25-39	15	2.200	1.2071
30-34	26	3.231	1.9861
35-44	28	4.179	2.0737
45-49	18	4.278	1.6017
50 以上	27	5.148	1.8335
合計	115	3.922	2.0440

(4) 質問票調査からは、独立性の重視以外にも、司法補助官の職業意識の特徴が明らかになった。司法補助官は、自らの職業に誇りを持ちながらも、それが世間に知られていないと自覚しており、能率性・コスト意識といった要素を、専門性・正確性ほど重視していないと思われる。

職業イメージに関する質問では、司法補助官を肯定的に評価する描写を並べたため、予測されるようにいずれの描写についても「あてはまる」とする者が多数を占める。その中で、「住民(市民)に知られている」についてのみ、「あてはまらない」との回答が大多数を占めた。また、「能率的である」に対しては「あてはまらない」とする回答こそほとんどないものの、最頻値が中立的な「どちらともいえない」であり、「コストを意識している」に対しては、「どちらともいえない」が半数近くを占め、肯定・否定が拮抗している（表2）。質問票設計にあたり、「コストを意識している」との項目は、事件処理にあたって係争額を念頭に手続費用の節減を図るといった意識を指すものとして設けた。回答からは、「コストを意識している(kostenbewußt)」という言葉が司法補助官には「ピンとこなかった」ことが推察される。

本研究では日本の書記官について同様の質問票調査を行うには至らなかったが、研究責任者の先行研究（前掲）での知見からは、裁判官と共に増大する事件負担をさばく努力を続けてきた書記官には、「コスト意識がある」という項目を肯定的な評価と捉え、「あてはまる」と回答する傾向が見られるのではないかと推測される。

(5) 以上のように、裁判官権限を委譲されるようになった準法律家という共通点を持ちながら、司法補助官と書記官には職業意識や権限行使のあり方の面で大きな違いがある。その原因の1つは、司法補助官への権限委譲が一般的・公式的な権限配分の見直しという形で進められてきたのに対し、書記官の権限

拡大においては多くの場合、裁判官とのチームワークによる個別的・非公式的な取組みの追認という形で進められることが多いことであろう。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

前田 智彦 (MAEDA TOMOHIKO)

名城大学・法学部・准教授

研究者番号：10292806